

議案第30号

米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例について

米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

令和2年2月28日提出

米原市長 平尾道雄

提案理由

令和3年4月1日から、米原市民交流プラザを構成する施設、開館時間、休館日および使用料に関する事項を変更するため、この案を提出するものである。

米原市民交流プラザ条例の一部を改正する条例

米原市民交流プラザ条例（平成 17 年米原市条例第 172 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同条に第 1 号として次の 1 号を加える。

（1） 市民交流プラザ

第 4 条中「午前 9 時から午後 10 時まで」を「午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで」に改める。

第 5 条第 2 号中「12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで」を「12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで」に改める。

第 10 条第 2 号中「第 7 条第 1 項の規定による承認」を「第 6 条第 1 項の規定による許可」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 12 条、第 18 条関係）

施設名	室名等	使用料
市民交流プラザ	スタジオ 310	300 円
	研修室	200 円
	和室	200 円
健康福祉センター	健康ルーム	500 円
	調理室	300 円
ベルホール 310	ベルホール 310	2,000 円
	ベルホール 310（ステージのみ）	1,000 円
	ベルホール 310（冷暖房費）	2,000 円
	楽屋 1	100 円
	楽屋 2	100 円
	楽屋 3	100 円
	楽屋 4	200 円
	楽屋 5	100 円
	楽屋 6	100 円

	ピアノ庫	200 円
--	------	-------

#### 備考

- 1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。
- 2 市外に住所（団体または法人にあつてはその所在地をいう。以下同じ。）を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。
- 3 利用者が入場料（入場料に類する金銭を含む。）を徴収する場合または営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。ただし、バルホール310（ステージのみおよび冷暖房費を含む。）の使用料を除き、市外に住所を有する者が使用する場合は、備考2で算出した使用料の額の2倍に相当する額とする。
- 4 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。

#### 付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

米原市民交流プラザ条例新旧対照表（改正理由）

改正後	現 行	改正理由
<p>(交流プラザの構成)</p> <p>第2条 米原市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) <u>市民交流プラザ</u></p> <p>(2) 健康福祉センター</p> <p>(3) 図書館</p> <p>(4) ベルホール 310</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 交流プラザの開館時間は、<u>午前8時30分から午後9時30分まで</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 交流プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>12月28日から翌年の1月4日までの日</u></p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による許可を取り消し、条件を変更し、利用を停止し、その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用者が偽りその他不正の手段によって<u>第6条第1項の規定による許可</u>を受けたとき。</p>	<p>(交流プラザの構成)</p> <p>第2条 米原市民交流プラザ(以下「交流プラザ」という。)は、次に掲げる施設をもって構成する。</p> <p>(1) 健康福祉センター</p> <p>(2) 図書館</p> <p>(3) ベルホール 310</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 交流プラザの開館時間は、<u>午前9時から午後10時まで</u>とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第5条 交流プラザの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、または臨時に休館日を定めることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>12月29日から翌年の1月3日までの日</u></p> <p>(利用の許可の取消し等)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の規定による許可を取り消し、条件を変更し、利用を停止し、その他違反を是正するための必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 利用者が偽りその他不正の手段によって<u>第7条第1項の規定による承認</u>を受けたとき。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 米原市民交流プラザを構成する施設の追加</li> <li>・ 第1号追加に伴う号ずれ</li> <li>・ 開館時間を変更することに伴う改正</li> <li>・ 年末年始の休館日を変更することに伴う改正</li> <li>・ 文言整理</li> </ul>

(3)～(7) 略  
別表(第12条、第18条関係)

施設名	室名等	使用料
市民交流プラザ	スタジオ 310	300 円
	研修室	200 円
	和室	200 円
健康福祉センター	健康ルーム	500 円
	調理室	300 円
ベルホール 310	ベルホール 310	2,000 円
	ベルホール 310(ステージのみ)	1,000 円
	ベルホール 310(冷暖房費)	2,000 円
	楽屋 1	100 円
	楽屋 2	100 円
	楽屋 3	100 円
	楽屋 4	200 円
	楽屋 5	100 円
	楽屋 6	100 円
	ピアノ庫	200 円

備考

1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

(3)～(7) 略  
別表(第12条、第18条関係)

施設名	室名	使用料
健康福祉センター	健康ルーム	500 円
	調理室	300 円
	和室	200 円
市民交流プラザ	研修室	200 円
	ベルホール 310	2,000 円
	ベルホール 310(ステージのみ)	1,000 円
	ベルホール 310(冷暖房費)	2,000 円
	スタジオ 310	300 円
	楽屋 1	100 円
	楽屋 2	100 円
	楽屋 3	100 円
	楽屋 4	200 円
	楽屋 5	100 円
楽屋 6	100 円	
ピアノ庫	200 円	

備考

1 使用料は1時間単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は切り上げるものとする。

2 市内に住所(団体または法人にあってはその所在地)を有する者が、ベルホール 310 の使用に当たり、入場料(入場料に類する金銭を含む。)の最高額を1,000 円以上に設定して使用する場合は、この表に定めるベルホール 310 の使用料(ステージおよび冷暖房費を含む。)の2倍に相当する額とする。

・表の施設名の区分にベルホール 310 を追加することに伴う改正

・市内の者のベルホール 310 の使用料を2倍にすることに関する規定を削除する改正

<p><u>2 市外に住所(団体または法人にあってはその所在地をいう。以下同じ。)を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>3 利用者が入場料(入場料に類する金銭を含む。)を徴収する場合または営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。ただし、ベルホール310(ステージのみおよび冷暖房費を含む。)の使用料を除き、市外に住所を有する者が使用する場合は、備考2で算出した使用料の額の2倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>4 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。</u></p>	<p><u>3 市外に住所(団体または法人にあってはその所在地)を有する者が使用する場合は、この表に定める使用料の2倍に相当する額とする。</u></p> <p><u>4 付帯設備の利用については、規則で定める額を徴収する。</u></p>	<p>・入場料を徴収する場合または営利、宣伝その他これらに類する目的をもって使用する場合は、表に掲げる使用料の額の2倍とする。ただし、市外の場合、ベルホール310(ステージのみおよび冷暖房費を含む。)を除き、表に掲げる使用料の額の4倍とすることに伴う改正</p>
--	--	---